

令和4年6月

第4回

横手市議会  
定例会議案

## 令和4年第4回横手市議会6月定例会議案一覧表

(1) 報告第23号	専決処分の報告について	1	～	2
(2) 報告第24号	専決処分の報告について	3	～	4
(3) 報告第25号	専決処分の報告について	5	～	6
(4) 報告第26号	専決処分の報告について	7	～	8
(5) 報告第27号	令和3年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告について	9	～	10
(6) 報告第28号	令和3年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	11	～	13
(7) 報告第29号	令和3年度横手市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	14	～	15
(8) 報告第30号	令和3年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	16	～	17
(9) 報告第31号	令和3年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	18	～	19
(10) 報告第32号	令和3年度横手市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	20	～	21
(11) 報告第33号	放棄した債権の報告について	22	～	23
(12) 議案第51号	横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	24	～	27
(13) 議案第52号	横手市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	28	～	31
(14) 議案第53号	横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	32	～	40

(15) 議案第54号	横手都市計画事業駅西地区土地区画整理 事業施行条例を廃止する条例	41 ~ 42
(16) 議案第55号	工事請負契約の締結について(横手駅前立 体駐車場建設工事)	43
(17) 議案第56号	財産の取得について(小型ロータリ除雪車 1.3m級(最大除雪幅1.5m) 1台)	44
(18) 議案第57号	財産の取得について(除雪グレーダ 4.0m 級 1台)	45
(19) 議案第58号	財産の取得について(小型動力消防ポンプ 付軽積載車 6台)	46
(20) 議案第59号	財産の無償貸付け及び減額貸付けについ て(旧山内中学校)	47 ~ 48
(21) 議案第60号	字の区域の変更について	49 ~ 52
(22) 議案第61号	令和4年度横手市市営温泉施設特別会計 への繰入額の変更について	53
(23) 議案第62号	令和4年度横手市一般会計補正予算(第3 号)	予算書の頁
(24) 議案第63号	令和4年度横手市国民健康保険特別会計 補正予算(第1号)	予算書の頁
(25) 議案第64号	令和4年度横手市市営介護サービス事業特 別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(26) 議案第65号	令和4年度横手市市営温泉施設特別会計 補正予算(第1号)	予算書の頁
(27) 議案第66号	令和4年度横手市浄化槽市町村整備推進 事業特別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(28) 議案第67号	令和4年度横手市水道事業会計補正予算 (第1号)	予算書の頁

報告第23号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

専決第25号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年5月16日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |                      |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年1月19日（水）午前2時10分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内                 |
| 3 | 相手方    |                      |
| 4 | 事故の概要  |                      |
| 5 | 損害賠償額  | 36,300円              |

報告第24号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

専決第26号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年5月16日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |                      |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年1月31日（月）午前2時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内                 |
| 3 | 相手方    |                      |
| 4 | 事故の概要  |                      |
| 5 | 損害賠償額  | 36,300円              |

報告第25号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大



専決第27号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年5月16日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |                     |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年2月4日（金）午前4時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内                |
| 3 | 相手方    |                     |
| 4 | 事故の概要  |                     |
| 5 | 損害賠償額  | 544,500円            |

報告第26号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

専決第28号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、人身事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年5月17日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |                     |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年1月7日（金）午後6時35分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市外                |
| 3 | 相手方    |                     |
| 4 | 事故の概要  |                     |
| 5 | 損害賠償額  | 874,355円            |

報告第 27 号

令和 3 年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度横手市一般会計継続費繰越計算書について次のとおり報告する。

令和 4 年 5 月 30 日提出  
横手市長 高橋 大

令和3年度 横手市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の 総 額	令和3年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 通次 繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予 算 計上額	前年度 通次 繰越額	計					特 定 財 源		
											国 県 支出金	地方債	その他
10	教育費	2 小学校費	745,974,000	223,792,000		223,792,000	218,657,000	5,135,000	5,135,000	5,135,000			

令和4年5月30日提出

横手市長 高 橋 大

報告第28号

令和3年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和3年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告する。

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

令和3年度 横手市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	総務費	1 総務管理費	財産経営推進計画実施事業（公共施設等解体・改修事業（十文字第二小学校））	14,104,000	14,104,000		8,500,000		5,604,000
2	総務費	2 徴税费	地籍調査事業	6,600,000	6,600,000	4,605,000			1,995,000
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード等交付事務費	4,576,000	4,576,000	4,576,000			
3	民生費	1 社会福祉費	低所得者生活支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業）	994,257,000	507,369,000	507,369,000			
4	衛生費	1 保健衛生費	斎場施設整備事業（西部斎場整備事業）	24,279,000	23,445,000		11,100,000		12,345,000
6	農林水産業費	1 農業費	農業経営支援事業（担い手確保・経営強化支援事業）	82,688,000	82,688,000	82,688,000			
6	農林水産業費	1 農業費	地方創生臨時交付金事業（水田需給調整緊急対策事業）	100,000,000	100,000,000	50,000,000			50,000,000
6	農林水産業費	1 農業費	地方創生臨時交付金事業（水田低コスト栽培推進事業）	15,750,000	15,750,000	7,800,000			7,950,000
6	農林水産業費	1 農業費	地方創生臨時交付金事業（資材等高騰対策緊急支援事業）	12,000,000	12,000,000	6,000,000			6,000,000
6	農林水産業費	1 農業費	畜産経営支援事業（高病原性鳥インフルエンザ対策事業）	13,900,000	13,900,000				13,900,000
6	農林水産業費	1 農業費	農業生産基盤整備事業（農地集積加速化基盤整備事業）	143,061,000	143,060,000		142,900,000		160,000
6	農林水産業費	1 農業費	農業生産基盤整備事業（県営基幹水利施設ストックマネジメント事業）	3,245,000	3,245,000		2,900,000		345,000
6	農林水産業費	1 農業費	かんがい排水事業（県営かんがい排水事業）	36,413,000	36,413,000		11,900,000		24,513,000
6	農林水産業費	1 農業費	かんがい排水事業（県営保全合理化事業）	9,701,000	9,701,000		9,500,000		201,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
6	農林水産業費	1 農業費	ため池整備事業（県営ため池等整備事業）	35,902,000	35,902,000		35,300,000		602,000
6	農林水産業費	2 林業費	林道維持補修費（林道維持補修費（建築））	36,973,000	23,773,000	12,540,000	10,300,000		933,000
6	農林水産業費	2 林業費	林道施設長寿命化事業	21,900,000	14,134,000	6,949,000	5,600,000		1,585,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良単独事業（生活基盤道路整備事業）	51,169,000	35,829,000		26,000,000		9,829,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金等事業（道路）	55,432,000	55,432,000	27,763,000	21,700,000		5,969,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンス補助事業（橋りょう維持）	51,531,000	47,421,000	28,197,000	14,200,000		5,024,000
8	土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	8,325,000	7,565,000		3,900,000		3,665,000
8	土木費	4 都市計画費	地方街路整備事業（八幡根岸線）	49,159,000	43,590,000		11,100,000		32,490,000
9	消防費	1 消防費	消防施設整備事業	16,754,000	16,754,000	5,486,000	11,200,000		68,000
10	教育費	1 教育総務費	小中学校IT環境管理経費	9,560,000	9,560,000	2,137,000			7,423,000
11	災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業（現年発生林業施設災害復旧事業）	29,600,000	29,600,000				29,600,000

令和4年5月30日提出

横手市長 高橋 大



報告第 29 号

令和 3 年度横手市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年度横手市病院事業会計予算繰越計算書について次のとおり報告する。

令和 4 年 5 月 30 日提出

横手市長 高橋 大

令和3年度横手市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	過年度損益勘定留保資金			
2 市立大森病院資本的支出	1 建設改良費	市立大森病院超音波画像診断装置更新	9,020,000	0	9,020,000	9,000,000	20,000	0	0	機器の納品に不測の日数を要したため

令和4年5月30日提出

横手市長 高橋 大

報告第30号

令和3年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和3年度横手市水道事業会計予算繰越計算書について次のとおり報告する。

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

令和3年度 横手市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金等			
1資本的支出	1建設改良費	大森浄水場第1取水施設更新工事	149,791,000	0	149,791,000	147,700,000	2,091,000	0	0	圧入設備架設工において井戸口径が小さく取水井掘削に不測の日数を要したため。
1資本的支出	1建設改良費	林道大倉沢線大倉沢橋改修に伴う導水管布設替工事	24,528,000	0	24,528,000		24,528,000	0	0	冬季間の積雪のため橋りょう改修工事が繰越となったことに伴い工期延長が必要となったため。

令和4年5月30日提出

横手市長 高橋 大

報告第31号

令和3年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和3年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書について次のとおり報告する。

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

令和3年度 横手市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	企業債(既収入)	損益勘定留保資金等			
1公共下水道事業資本的支出	1建設改良費	流域下水道建設負担金	54,800,000	10,698,000	44,102,000	0	44,100,000	2,000	0	0	0	県事業費の一部が繰越となったため
1公共下水道事業資本的支出	1建設改良費	県南地区広域汚泥資源化事業建設負担金	4,213,000	4,087,580	125,130	0	100,000	12,420	12,710	290	0	県事業費の一部が繰越となったため
1公共下水道事業資本的支出	1建設改良費	社会資本整備総合交付金事業	58,628,000	0	58,628,000	15,369,400	43,200,000	0	58,600	0	0	関連工事との工程調整に不測の日数を要したため
2集落排水事業資本的支出	1建設改良費	大森地区農業集落排水(機能強化)事業	340,192,000	0	340,192,000	142,461,000	197,700,000	0	31,000	0	0	処理場施設の水槽工事について工法変更により不測の日数を要したため

令和4年5月30日提出

横手市長 高橋 大

報告第32号

令和3年度横手市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定に基づき、令和3年度横手市一般会計事故繰越し繰越計算書について次のとおり報告する。

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

令和3年度 横手市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				説 明	
				支出 済額	支出 未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	地方債	その他		
6	農林水産業費	1	農業費	かんがい排水事業（県 営保全合理化事業）	15,130,000	12,104,000	3,026,000	3,026,000			3,000,000	26,000	事業主体（県）において発注していた工事で、令和3年11月中旬から納入予定としていたパイプラインに使用する資材の製造が逼迫し、納入できなくなったことから、製造会社の変更による製造可否及び納期の調整等に約2ヶ月を要したため、年度内の工事完了が困難となり事故繰越することとなった。そのため、市においても負担金の事故繰越手続きを行う必要が生じたことによる。

令和4年5月30日提出

横手市長 高 橋 大



報告第 3 3 号

放棄した債権の報告について

横手市債権の管理等に関する条例（平成 2 8 年横手市条例第 2 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 5 月 3 0 日提出  
横手市長 高 橋 大

# 別紙

## 債権放棄の報告

横手市債権の管理等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次の債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

債権の名称 (所管部局名)	債権の金額 (円)	人数 (人)	件数 (件)	放棄の根拠となる条項
放課後児童対策保護者負担金 (市民福祉部子育て支援課)	45,000	2	2	第13条第1項第7号(私債権の時効満了かつ債務者の時効援用の見込み) 放棄決定日:令和4年3月10日
放課後児童対策保護者負担金 (市民福祉部子育て支援課)	17,480	2	2	第13条第1項第7号(私債権の時効満了かつ債務者の時効援用の見込み) 放棄決定日:令和4年3月18日
緊急安全措置費用 (市民福祉部生活環境課)	51,840	1	1	第13条第1項第7号(私債権の時効満了かつ債務者の時効援用の見込み) 放棄決定日:令和4年4月14日

議案第 5 1 号

横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 3 0 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

特定新型インフルエンザ等に係る作業についての防疫等作業手当の特例を定めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

横手市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年横手市条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>(防疫等作業手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）</u>の患者若しくはその疑いのある者等（以下「感染者等」という。）に接して行う作業等に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>(防疫等作業手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u>の患者若しくはその疑いのある者等（以下「感染者等」という。）に接して行う作業等又は<u>特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号の新型インフルエンザ等であって、当該新型インフルエンザ等に</u></p>

4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の感染者等の身体に接触し、又は長時間にわたり感染者等に接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

係る同法第15条第1項の政府対策本部が設置されたものをいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて市長が別に定めるもの（以下「特定新型インフルエンザ等に係る作業」という。）に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。  
この場合において、第3条の規定は、適用しない。

4 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染者等に接して行う作業等（次号に掲げるものを除く。） 従事した日1日につき3,000円

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染者等の身体に接触し、又は長時間にわたり感染者等に接して行う作業その他市長がこれに準ずると認めた作業 従事した日1日につき4,000円

(3) 特定新型インフルエンザ等に係る作業 従事した

日1日につき1,500円（当該作業が緊急に行われた  
ものであって、心身に著しい負担を与えると市長が認め  
たものに従事した場合にあっては、4,000円）を超  
えない範囲内において市長が別に定める額

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の横手市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項及び第4項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案第52号

横手市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年5月30日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第148号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

横手市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年横手市条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の要件等)</p> <p>第2条 市長は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第3項</u>の表の第1号の中欄又は<u>第45条第2項</u>の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第3項</u>の表の第1号の下欄又は<u>第45条第2項</u>の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じ当該各号に掲げる額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43</p>	<p>(課税免除の要件等)</p> <p>第2条 市長は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第4項</u>の表の第1号の中欄又は<u>第45条第3項</u>の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第4項</u>の表の第1号の下欄又は<u>第45条第3項</u>の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じ当該各号に掲げる額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43</p>



号) 第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(令和3年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

(1)・(2) [略]

2 [略]

号) 第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(令和3年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

(1)・(2) [略]

2 [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横手市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第2条の規定は、施行の日以後の固定資産税の課税免除について適用し、同日前の固定資産税の課税免除につ

いては、なお従前の例による。

議案第 5 3 号

横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 3 0 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

水道事業認可内容及び下水道事業の事業計画を変更したため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年横手市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 給水人口 <u>82,413人</u></p> <p>(3) 1日最大給水量 <u>40,796立方メートル</u></p> <p>3 下水道事業の計画処理区域面積、計画処理人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業</p> <p>ア 計画処理区域面積 <u>2,694ヘクタール</u></p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 給水人口 <u>72,000人</u></p> <p>(3) 1日最大給水量 <u>34,800立方メートル</u></p> <p>3 下水道事業の計画処理区域面積、計画処理人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業</p> <p>ア 計画処理区域面積 <u>2,076.4ヘクタール</u></p>

イ 計画処理人口 48,400人

ウ [略]

(2) [略]

別表（第2条関係）

横手地域	[略]
増田地域	横手市増田町増田字縫殿、上川原、下川原、戸平堰、上町、館花、月山、月山西、土肥館、七日町、関ノ口、上関ノ口、町東、若松、中町、本町、伊勢堂、伊勢堂南、石神、石神西、一本柳、一本柳西、田町、福嶋、福嶋道東、福嶋道西、大樋下、竹原道下、平鹿向、平鹿、真人山下、新町、横落下、仁井田堰向、伊勢堂西、横落上、北門の一部、真人山の一部 横手市増田町亀田字在城、在城平鹿端、下夕町、下夕町南、下夕町後、大堰下、亀田、半助村、半助村南、鷹ノ嘴、柳原、因幡、 <u>土堰合</u> 、上堰合北、樋場、掬、上掬、堂ノ口、亀ヶ森、平鹿、宝音寺谷地、亀田南、在城南、半助村北、樋場南、在城東、旭野の一部、女亀森の一部、沢口の一部

イ 計画処理人口 33,400人

ウ [略]

(2) [略]

別表（第2条関係）

横手地域	[略]
増田地域	横手市増田町増田字縫殿、上川原、下川原、戸平堰、上町、館花、月山、月山西、土肥館、七日町、関ノ口、上関ノ口、町東、若松、中町、本町、伊勢堂、伊勢堂南、石神、石神西、一本柳、一本柳西、田町、福嶋、福嶋道東、福嶋道西、大樋下、竹原道下、平鹿向、平鹿、真人山下、新町、横落下、仁井田堰向、伊勢堂西、横落上、北門の一部、真人山の一部 横手市増田町亀田字在城、在城平鹿端、下夕町、下夕町南、下夕町後、大堰下、亀田、半助村、半助村南、鷹ノ嘴、柳原、因幡、 <u>上堰合</u> 、上堰合北、樋場、掬、上掬、堂ノ口、亀ヶ森、平鹿、宝音寺谷地、亀田南、在城南、半助村北、樋場南、在城東、旭野の一部、女亀森の一部、沢口の一部

横手市増田町八木字上八木、屋布合、三吉野  
横手市増田町戸波字吉ヶ沢口、鳥屋森、羽場、下羽場、  
関根、下村  
横手市増田町三又字羽場、五輪羽場  
横手市増田町荻袋字荻袋、真当、掬上、掬下、片倉、阿  
弥陀森、安養寺後、安養寺野、萱刈場、菅生、尖岩、  
鍋ヶ沢、倉下、道下、菅生掬下、大穴沢の一部  
横手市増田町熊淵字大和沢、飯館、掬上、掬下、大川  
端、山根大堰下、中谷地の一部、掬堂ノ下の一部  
横手市増田町吉野字村ノ前、村ノ後、中嶋ノ上、愛染  
下、村向、上吉野、向野、村下、中嶋、梨木塚、街道  
下の一部、漆沢の一部、菅ノ沢の一部、前平の一部、  
大沢の一部、愛染の一部、水上沢の一部  
横手市増田町湯野沢字村周、久保、山岸、大道添、水  
尻、野中、坂元、三栗、大柳の一部  
横手市増田町狙半内字岩ノ目、八森下、鹿ノ沢口、山  
崎、小栗山、七曲下、夏虫沢、牡丹野、中村、兵部谷  
地、床並、火石田、広野、高根、城ノ下、上畑、上エ  
ノ山、古家沢口、滝ノ下

横手市増田町八木字上八木、屋布合、三吉野  
横手市増田町戸波字吉ヶ沢口、鳥屋森、羽場、下羽場、  
関根、下村  
横手市増田町三又字羽場、五輪羽場  
横手市増田町荻袋字荻袋、真当、掬上、掬下、片倉、阿  
弥陀森、安養寺後、安養寺野、萱刈場、菅生、尖岩、  
鍋ヶ沢、倉下、道下、菅生掬下、大穴沢の一部  
横手市増田町熊淵字大和沢、飯館、掬上、掬下、大川  
端、山根大堰下、中谷地の一部、掬堂ノ下の一部  
横手市増田町吉野字村ノ前、村ノ後、中嶋ノ上、愛染  
下、村向、上吉野、向野、村下、中嶋、梨木塚、街道  
下の一部、漆沢の一部、菅ノ沢の一部、前平の一部、  
大沢の一部、愛染の一部、水上沢の一部  
横手市増田町湯野沢字村周、久保、山岸、大道添、水  
尻、野中、坂元、三栗、大柳の一部  
横手市増田町狙半内字岩ノ目、八森下、鹿ノ沢口、山  
崎、小栗山、七曲下、夏虫沢、牡丹野、中村、兵部谷  
地、床並、火石田、広野、高根、城ノ下、上畑、上エ  
ノ山、古家沢口、滝ノ下

平鹿地域	次の区域を除く全域 横手市平鹿町醍醐字上亀井沢、焼道、沢山、防山、 <u>鳥頭</u> <u>沢</u> 、平台、上多茂桂林、大保中台、清水台、大沢鍋 沢、山館堂ヶ沢、郷土館焼山、岩倉二寺ヶ沢、鶺鴒櫓 松、二寺ヶ沢、岳平地獄沢、赤滝八森の一部
雄物川地 域	[略]
大森地域	横手市大森町字持向、文天鏡田、高口下水戸堤、湯ノ 沢、湯ノ沢向、湯の島、東中島、西中島、大中島、新 中島、中島、高野中島、大森、佐渡、町回、堂林、西 野、菅生田、金谷、峠町下、峠町頭、久保、町田、真 山、本郷、深見、祭田、下千刈、十二柳、長助巻、本 郷下中島、中島長助巻、鯨沼、牛ヶ沢 横手市大森町上溝字昼川、岩瀬、白山下、小詰沢、岩清 水、上野、清水ノ上、中野、蒲ノ池、新屋敷、木伐 橋、観音寺、寺内、松原、内小詰沢、船沢、杉平、末 野、山田、下久保、横沢、堂田、坂ノ下、石田、極楽 寺、武道、花立 横手市大森町猿田字阿美多地、六盃沢、昼野、中山、上

平鹿地域	次の区域を除く全域 横手市平鹿町醍醐字上亀井沢、焼道、沢山、防山、 <u>鳥頭</u> <u>沢</u> 、平台、上多茂桂林、大保中台、清水台、大沢鍋 沢、山館堂ヶ沢、郷土館焼山、岩倉二寺ヶ沢、鶺鴒櫓 松、二寺ヶ沢、岳平地獄沢、赤滝八森の一部
雄物川地 域	[略]
大森地域	横手市大森町字持向、文天鏡田、高口下水戸堤、湯ノ 沢、湯ノ沢向、湯の島、東中島、西中島、大中島、新 中島、中島、高野中島、大森、佐渡、町回、堂林、西 野、菅生田、金谷、峠町下、峠町頭、久保、町田、真 山、本郷、深見、祭田、下千刈、十二柳、長助巻、本 郷下中島、中島長助巻、鯨沼、牛ヶ沢 横手市大森町上溝字昼川、岩瀬、白山下、小詰沢、岩清 水、上野、清水ノ上、中野、蒲ノ池、新屋敷、木伐 橋、観音寺、寺内、松原、内小詰沢、船沢、杉平、末 野、山田、下久保、横沢、堂田、坂ノ下、石田、極楽 寺、武道、花立 横手市大森町猿田字阿美多地、六盃沢、昼野、中山、上

知恵ヶ沢、西知恵ヶ沢、御嶽沢、東知恵ヶ沢、鳥居  
沢、桜長根、中村古猿田、太田街道東、中村壇ノ下、  
作助沢、粧坂下り、鉢山下り、山崎、蠟土沢下り、蠟  
土歩行ヶ沢、長坂下り、坊ヶ沢

横手市大森町八沢木字初沢、葛ヶ沢、高宮、寺沢、大  
日、太田、中房、山崎、白幡、塚須沢、山ノ根、八景  
田、窪田、兀ノ下、坂ノ下、木ノ根坂、下石高、大木  
屋、滝尻、地頭沢、南野、屋敷台、沢田、屋布下、上  
八沢木、熊ノ堂、大平、大向野、十二ノ木、拳割崎、  
鐘見沢、宮脇、相杉沢、繫、北野、前田、本木、樋  
下、柴橋、留長根、一枚田沢、滝ノ上、中ノ又、栩木  
沢、善知鳥蓋、小山、長橋沢、大館

横手市大森町坂部字金井神、上坂部、向田、小屋ノ沢、  
堤ノ下、開、矢走

横手市大森町十日町字高畑、柏沢、大平、牛中島、町  
尻、南十日町、苗代下、劔花、西十日町、西女郎出、  
女郎出、藤田、開一ノ口、東十日町、西中島、新中  
島、二ッ森、東二ッ森、西二ッ森、東中島、一本柳、  
一本柳沖開、海道堰間、神成

知恵ヶ沢、西知恵ヶ沢、御嶽沢、東知恵ヶ沢、鳥居  
沢、桜長根、中村古猿田、太田街道東、中村壇ノ下、  
作助沢、粧坂下り、鉢山下り、山崎、蠟土沢下り、蠟  
土歩行ヶ沢、長坂下り、坊ヶ沢

横手市大森町八沢木字初沢、葛ヶ沢、高宮、寺沢、大  
日、太田、中房、山崎、白幡、塚須沢、山ノ根、八景  
田、窪田、兀ノ下、坂ノ下、木ノ根坂、下石高、大木  
屋、滝尻、地頭沢、南野、屋敷台、沢田、屋布下、上  
八沢木、熊ノ堂、大平、大向野、十二ノ木、拳割崎、  
鐘見沢、宮脇、相杉沢、繫、北野、前田、本木、樋  
下、柴橋、留長根、一枚田沢、滝ノ上、中ノ又、栩木  
沢、善知鳥蓋、小山、長橋沢、大館

横手市大森町坂部字金井神、上坂部、向田、小屋ノ沢、  
堤ノ下、開、矢走

横手市大森町十日町字高畑、柏沢、大平、牛中島、町  
尻、南十日町、苗代下、劔花、西十日町、西女郎出、  
女郎出、藤田、開一ノ口、東十日町、西中島、新中  
島、二ッ森、東二ッ森、西二ッ森、東中島、一本柳、  
一本柳沖開、海道堰間、神成



	<p>横手市大森町袴形字秀衡、南神成、南砂間内、鳥屋場、新井山沢、観音森、藤野、神成中島、東神成、泥毛、西神成、砂間内、西石神沢、石神沢、泉橋、袴形、南越前林、北越前林、新町、新町下、西又、上太郎左エ門林、ばち川原、下太郎左エ門林、小出、東小出、影取</p> <p>横手市大森町板井田字西小出、南松田、北松田、境田、五庵昼館、水上、大沼、タモノ木、狐塚、西川原、平野、栗田、上小佐田、下深田、下小佐田、沖田、西百目木、東百目木、大中島、砂田、南小中島、東小中島、中小中島、西小中島、北小中島、辰ノ口、東山崎、中山崎、鱗田、西山崎、小水沢、鐘鎮沢、作野、庚塚、中水沢、東水沢、上三ッ屋、小水沢野、高八卦、下八卦、下三ッ屋、ばち川原、川虎渕、三川尻、中谷地、下田、岩ノ台</p>		<p>横手市大森町袴形字秀衡、南神成、南砂間内、鳥屋場、新井山沢、観音森、藤野、神成中島、東神成、泥毛、西神成、砂間内、西石神沢、石神沢、泉橋、袴形、南越前林、北越前林、新町、新町下、西又、上太郎左エ門林、ばち川原、下太郎左エ門林、小出、東小出、影取</p> <p>横手市大森町板井田字西小出、南松田、北松田、境田、五庵昼館、水上、大沼、タモノ木、狐塚、西川原、平野、栗田、<u>沢田</u>、上小佐田、下深田、下小佐田、沖田、西百目木、東百目木、大中島、砂田、南小中島、東小中島、中小中島、西小中島、北小中島、辰ノ口、東山崎、中山崎、鱗田、西山崎、小水沢、鐘鎮沢、作野、庚塚、中水沢、東水沢、上三ッ屋、小水沢野、高八卦、下八卦、下三ッ屋、ばち川原、川虎渕、三川尻、中谷地、下田、岩ノ台</p>
十文字地域	[略]	十文字地域	[略]
山内地域	<p>横手市山内大沢字矢櫃、上長瀬、下長瀬</p> <p>横手市山内土渕字下内渕、内渕、二瀬、中島、<u>鶴ヶ池</u>、</p>	山内地域	<p>横手市山内大沢字矢櫃、上長瀬、下長瀬</p> <p>横手市山内土渕字下内渕、内渕、二瀬、中島、<u>鶴ヶ池</u>の</p>

菅生の一部、岩瀬、道地、虫内、下虫内、小田、餅田、土渕、根子、茂竹、悪戸、軽井沢、小坂、野中、板井沢、板屋沢、若林、熊野沢の一部、石名坂、君ヶ原、皿木、皿木上段、皿木下段、平石上段、平石下段、小目倉沢の一部

横手市山内平野沢字南相野々、上谷地、神成、上ハ村、中島の一部、上へ村、桧沢、相野々、上三明岡、下三明岡、北相野々、岩野目、武道、小安沢、下夕村、元屋敷の一部、蕨台の一部、狼坂、鞍ノ上の一部、田野沢、吉谷地の一部

横手市山内大松川字上松川、日影の一部、松川、上台、霜焼野の一部、下垂、落合の一部、高根子、木戸口の一部、妹平の一部、袖裏の一部

横手市山内小松川字六郎台の一部、中田谷地の一部、橋向斉藤、李原、小松川、女取の一部、落合の一部、馬洗渕の一部、岩瀬の一部

横手市山内黒沢字堂の上の一部、堂林、荒沢口の一部、上黒沢、上ノ山の一部、上桑谷地の一部、上黒沢野の一部、下桑谷地の一部、丸志田、田代沢口の一部、瀬

一部、菅生の一部、岩瀬、道地、虫内、下虫内、小田、餅田、土渕、根子、茂竹、悪戸、軽井沢、小坂、野中、板井沢、板屋沢、若林、熊野沢の一部、石名坂、君ヶ原、皿木、皿木上段、皿木下段、平石上段、平石下段、小目倉沢の一部

横手市山内平野沢字南相野々、上谷地、神成、上ハ村、中島の一部、上へ村、桧沢、相野々、上三明岡、下三明岡、北相野々、岩野目、武道、小安沢、下夕村、元屋敷の一部、蕨台の一部、狼坂、鞍ノ上の一部、田野沢、吉谷地の一部

横手市山内大松川字上松川、日影の一部、松川、上台、霜焼野の一部、下垂、落合の一部、高根子、木戸口の一部、妹平の一部、袖浦の一部

横手市山内小松川字六郎台の一部、中田谷地の一部、橋向斉藤、李原、小松川、女取の一部、落合の一部、馬洗渕の一部、岩瀬の一部

横手市山内黒沢字堂の上の一部、堂林、荒沢口の一部、上黒沢、上ノ山の一部、上桑谷地の一部、上黒沢野の一部、下桑谷地の一部、丸志田、田代沢口の一部、瀬

	<p>野ヶ台の一部、石田の一部、蒲坂、下黒沢の一部  横手市山内筏字沢田の一部、大穴の一部、植田野の一部、川中島、岩瀬、植田表、久保、伯耆沢の一部、九合取の一部、大堤沢の一部、穴渕の一部、橋野沢の一部、山神、小野、大場沢、天狗沢の一部、力石の一部  横手市山内南郷字丸志田の一部、寒沢口の一部、塩貝の一部、畑南郷の一部、三ッ屋、赤渕、中南郷、下雄勝川、中雄勝川の一部、天狗平の一部、南郷坂の一部、下南郷の一部、除キの一部、大払川の一部、大平、山谷の一部、深沢の一部、赤平の一部、粕子瀬の一部  横手市山内三又字甲の一部、甲下村、松沢の一部、堂林、大野、蟹沢の一部、上野、鷹ノ巣の一部、貝沢、貝沢台、野田、蒲田の一部、本田、男鹿野の一部、落合の一部、二タ瀬の一部</p>		<p>野ヶ台の一部、石田の一部、蒲坂、下黒沢の一部  横手市山内筏字沢田の一部、大穴の一部、植田野の一部、川中島、岩瀬、植田表、久保、伯耆沢の一部、九合取の一部、大堤沢の一部、穴渕の一部、橋野沢の一部、山神、小野、大場沢、天狗沢の一部、力石の一部  横手市山内南郷字丸志田の一部、寒沢口の一部、塩貝の一部、畑南郷の一部、三ッ屋、赤渕、中南郷、下雄勝川、中雄勝川の一部、天狗平の一部、南郷坂の一部、下南郷の一部、除キの一部、大払川の一部、大平、山谷の一部、深沢の一部、赤平の一部、粕子瀬の一部  横手市山内三又字甲の一部、甲下村、松沢の一部、堂林、大野、蟹沢の一部、上野、鷹ノ巣の一部、貝沢、貝沢台、野田、蒲田の一部、本田、男鹿野の一部、落合の一部、二タ瀬の一部</p>
大雄地域	[略]	大雄地域	[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

横手都市計画事業駅西地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和4年5月30日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

事業が終了したため、現行条例を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手都市計画事業駅西地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

横手都市計画事業駅西地区土地区画整理事業施行条例（平成17年横手市条例第264号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第55号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- |   |             |                                                                   |
|---|-------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 | 工 事 名       | 横手駅前立体駐車場建設工事                                                     |
| 2 | 工 事 場 所     | 横手市寿町432番地 外                                                      |
| 3 | 契 約 の 方 法   | 随意契約                                                              |
| 4 | 契 約 金 額     | 549,230,000円                                                      |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 宮城県仙台市太白区郡山6丁目7番21号 仙台長町未来共創センター5F<br>株式会社内藤ハウス 仙台支店<br>支店長 岩瀬 太一 |

令和4年5月30日提出  
横手市長 高 橋 大

#### 提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 議案第56号

### 財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- |   |        |                                        |                  |    |
|---|--------|----------------------------------------|------------------|----|
| 1 | 名 称    | 小型ロータリ除雪車                              | 1.3m級（最大除雪幅1.5m） | 1台 |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札                                 |                  |    |
| 3 | 購入金額   | 25,025,000円                            |                  |    |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市駅前町7番30号<br>打川自動車株式会社<br>代表取締役 打川 敦 |                  |    |

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

#### 提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 議案第57号

### 財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- |   |        |                                              |       |    |
|---|--------|----------------------------------------------|-------|----|
| 1 | 名 称    | 除雪グレーダ                                       | 4.0m級 | 1台 |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札                                       |       |    |
| 3 | 購入金額   | 30,800,000円                                  |       |    |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市外目字檀森44番地2<br>コマツ秋田株式会社 横手支店<br>支店長 秋本 秋穂 |       |    |

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

#### 提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。



議案第58号

財産の取得について

次のとおり小型動力消防ポンプ付軽積載車（6台）を購入する。

- |   |        |                                            |
|---|--------|--------------------------------------------|
| 1 | 名 称    | 小型動力消防ポンプ付軽積載車 6台                          |
| 2 | 契約の方法  | 随意契約                                       |
| 3 | 購入金額   | 36,300,000円                                |
| 4 | 購入の相手方 | 湯沢市川連町字万九郎屋布32番地<br>株式会社高義商会<br>代表取締役 高橋 功 |

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 議案第59号

### 財産の無償貸付け及び減額貸付けについて

次のとおり財産を無償貸付け及び減額貸付けする。

#### 1 貸付けする財産

##### (1) 建 物

名 称 旧山内中学校（教室棟、体育館）

面 積 2, 4 3 1 平方メートル

##### (2) 土 地

所在地 横手市山内土渕字鶴ヶ池17番地2

面 積 2 8, 9 4 3 平方メートル

#### 2 貸付けの相手方

横手市横手町字三ノ口1番地1

株式会社ラパン・トルテュ

代表取締役 川合 亮輔

#### 3 貸付料の額

建物は無償とし、土地は横手市普通財産貸付料算定基準（平成17年横手市訓令第44号）によって算出した額の2分の1の額とする。

4 貸付料を無償及び減額する理由

財産を無償貸付け及び減額貸付けすることにより、市の産業振興並びに地域振興につなげるため。

5 貸付けの期間

令和4年7月1日から令和7年6月30日まで

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第60号

字の区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく県営ほ場整備事業農地集積加速化基盤整備事業による境町西部地区の土地改良事業の施行に伴い、字の区域を別紙のとおり変更する。

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

字界変更調書(境町西部地区)

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市塚堀字大島 82の1、83の1、85の1、86、87、88の1、120の1、121	横手市下境字下境西
横手市下境字庚塚 1から14まで、14の1、15の1、16の1、17の1、18の1、18の2、19の1、19の2、20、22、23の1、23の2、28、31の1、32、57、59、59の1、61から65まで、67、69から73まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市下境字根田川 1の1、1の2、33から35まで、36の1、37、270から276まで、277の1、277の2、278から280まで、308の1、308の2、309から323まで、364、365の1、365の2、366の1、367の1、368、369、370の1、371から383まで、394から397まで、431から447まで、450から460まで、487の1、487の2、488から492まで、493の1、494の1、494の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市下境字大島 118の1、119の1、120の1、121の1、128の3、129の2、130の1、131から143まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市下境字西大島 1、2、3の1、4の1、5の1、6の1、7の1、8の1、9の1、12の1、13の1、14から21まで、22の1、25及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市下境字権兵衛 3の1、4の1、5の1、7の1、8、9	
横手市百万刈字上根田 109、109の1、454から456まで及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	
横手市塚堀字塚腰 51の6、55の6、56の6、57の1、59の1、60、61、62の1、63、65、66の1、87、88の1、89、89の1、90の1、91の2、91の3、96の1、97、98、99の1、100、101の2、102の2から102の4まで、103の1、104、105の1、106の1、107及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市塚堀字塚堀西

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市塚堀字水押 59から70まで、71の1、72、73の1、74から79まで、80の1、81の1、82の1、83	横手市塚堀字塚堀西
横手市塚堀字大島 119の1、119の2	
横手市下境字向大島 1から3まで、4の1から4の5まで、5の1、5の2、6の1、7の6、8の5、10の1、10の3、11の1、13の2、14から16まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市下八丁字北樋掛 3の1、4から8まで、9の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市下八丁字南樋掛 163、164の1、165、166、167の1、168の1、169、170、171の1及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部	
横手市塚堀字塚腰 11の2、13、14、15の7、24から50まで、51の2、55の2、56の2、63の2、64の1、64の3、67の1、67の3、68から72まで、73の2、79の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市下八丁字下八丁西
横手市塚堀字水押 21の1、22の1及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	
横手市下境字大島 89から91まで、92の1、92の2、93の2、94の1、94の2、95の2、96の2、96の3、97の2、98、99の1から99の4まで、100、101の1、101の2、102の1から102の3まで、103、108の1、108の3、108の4、109の2、113の1、114の1、114の2、115、116、117の1、118の2、120の2、122の1、123、124、125の1、125の3、125の4、126の1、126の3、128の1、129の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市下八丁字松林 1から5まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
<p>横手市下八丁字中島 92から99まで、131の1、132の1、133の1、134の1、135、136、137の1、138から148まで、149の1から149の3まで、150の1、151の1、152の1、152の2、153から155まで、156の1、156の2、185から190まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	横手市下八丁字下八丁西
<p>横手市下八丁字北樋掛 1、3の2、10の1、17の1、19の1から19の3まで、24、29の1、29の2、29の4から29の6まで、39の1、40、40の1、41の2、41の3、47から50まで、51の1、52の1、53の1、54の1、55から61まで、62の1、62の2、63の1、64、65の1、65の2、66、70、70の1、71、72、73の1、74の1、75の1、76、77の1から77の5まで、79、81の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>横手市下八丁字南樋掛 40の1、40の3、41、49、51から53まで、53の1、54から69まで、70の1、70の2、75、76、77の1、77の2、78の1から78の3まで、79の3、80の1、80の3、80の4、81の1、82の1、83の1、84の1、85の1、85の2、86から111まで、112の1から112の3まで、115、116、120、120の1、126の1、126の2、133の2、133の3、134の2、135の1、135の2、139、139の2から139の6まで、140、141、141の1、142から145まで、150の3、150の5、150の8から150の11まで、163の2、164の2、171の2、172の1、173の1、174の1、175、176の1、176の2、177、178の1、178の2、183及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>横手市下八丁字下中島 1の1、4の1、6の1、7の1、8の1、80の1、80の2、82の2、82の3、82の5、83の2、85の1、87、89、91の3、92の1、92の2、93の1、93の2、94から97まで、98の1、99の1、99の2、100、101、102の1、102の2、103、104の1、104の2、105の1、105の2、106、107の1、107の2、108の1、108の2、109、110、111の1、111の2、112、113の1から113の4まで、114、118の1、119の1、119の6、120の1、120の3、121の1、121の2、122の1、122の2、124から127まで、128の1、129から134まで、137から146まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>横手市下八丁字赤平 35の2、36の3、42の1、45、46の1、47の1、48の1、49、50、51の1、52、53の1、58の3、59の1、59の2、60の1、68の1、69の1、70の1及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部</p>	

議案第 6 1 号

令和 4 年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について

令和 4 年度横手市市営温泉施設特別会計への、令和 4 年度横手市一般会計からの繰入額「1 7 4, 2 7 0 千円以内」を「1 7 5, 5 5 5 千円以内」に改める。

令和 4 年 5 月 3 0 日 提出  
横手市長 高 橋 大

提案理由

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 6 条の規定により、議会の議決を求める。



## 議案第62号

### 令和4年度横手市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度横手市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ536,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,859,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,326,800	254,213	7,581,013
	1 国庫負担金	4,635,720	118,996	4,754,716
	2 国庫補助金	2,675,383	135,217	2,810,600
16 県支出金		4,411,319	117,945	4,529,264
	1 県負担金	2,019,656	926	2,020,582
	2 県補助金	2,121,045	117,019	2,238,064
18 寄附金		500,002	20,000	520,002
	1 寄附金	500,002	20,000	520,002
19 繰入金		3,678,418	39,968	3,718,386
	2 基金繰入金	3,587,701	39,968	3,627,669
21 諸収入		2,424,140	23,774	2,447,914
	5 雑入	614,404	23,774	638,178
22 市債		4,565,700	80,600	4,646,300
	1 市債	4,565,700	80,600	4,646,300
歳入	合計	54,323,200	536,500	54,859,700

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,921,617	△46,891	5,874,726
	1 総務管理費	5,075,702	△56,088	5,019,614
	2 徴税費	445,775	3,738	449,513
	3 戸籍住民基本台帳費	252,265	9,620	261,885
	4 選挙費	95,126	△5,576	89,550
	6 監査委員費	48,711	1,415	50,126
3 民生費		15,416,652	46,522	15,463,174
	1 社会福祉費	8,149,748	29,974	8,179,722
	2 児童福祉費	6,160,130	16,548	6,176,678
4 衛生費		5,601,735	300,816	5,902,551
	1 保健衛生費	3,296,456	292,603	3,589,059
	2 清掃費	1,267,535	8,213	1,275,748
6 農林水産業費		3,550,458	119,704	3,670,162
	1 農業費	3,210,635	113,824	3,324,459
	2 林業費	339,823	5,880	345,703
7 商工費		2,508,309	26,631	2,534,940
	1 商工費	2,508,309	26,631	2,534,940

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		7,539,782	49,350	7,589,132
	1 土木管理費	81,464	7,969	89,433
	2 道路橋りょう費	3,407,905	53,537	3,461,442
	4 都市計画費	3,613,732	△5,943	3,607,789
	5 住宅費	359,939	△6,213	353,726
9 消防費		1,775,243	10,584	1,785,827
	1 消防費	1,775,243	10,584	1,785,827
10 教育費		4,272,607	14,784	4,287,391
	1 教育総務費	857,558	11,144	868,702
	2 小学校費	977,540	925	978,465
	3 中学校費	236,252	5,340	241,592
	4 社会教育費	858,213	9,379	867,592
	5 保健体育費	1,343,044	△12,004	1,331,040
13 諸支出金		264,463	15,000	279,463
	1 基金費	264,463	15,000	279,463
歳出	合計	54,323,200	536,500	54,859,700

第2表 継続費補正

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	1 保健衛生費	西部斎場整備事業	494,288	令和4年度	189,894	609,914	令和4年度	234,290
				令和5年度	304,394		令和5年度	375,624

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部斎場整備事業	189,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内  ただし、利率見直し方式を選 択した地方債に ついては、見直 し後の利率が当 初定めていた利 率を上回る場合 は、当該見直し を行った利率で 借入することが できる。	政府資金の場 合は、借入先の 融資条件によ る。銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。	234,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内  ただし、利率見直し方式を選 択した地方債に ついては、見直 し後の利率が当 初定めていた利 率を上回る場合 は、当該見直し を行った利率で 借入することが できる。	政府資金の場 合は、借入先の 融資条件によ る。銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。
克雪施設改修事業	72,000		108,200					
計	4,565,700				4,646,300			

# 一般会計補正予算に関する説明書

## 1. 総括

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,326,800	254,213	7,581,013
16 県支出金	4,411,319	117,945	4,529,264
18 寄附金	500,002	20,000	520,002
19 繰入金	3,678,418	39,968	3,718,386
21 諸収入	2,424,140	23,774	2,447,914
22 市債	4,565,700	80,600	4,646,300
計	54,323,200	536,500	54,859,700



## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	5,921,617	△46,891	5,874,726				19,074	△65,965
3 民生費	15,416,652	46,522	15,463,174	758	1,468			44,296
4 衛生費	5,601,735	300,816	5,902,551	241,980		44,400		14,436
6 農林水産業費	3,550,458	119,704	3,670,162		116,177			3,527
7 商工費	2,508,309	26,631	2,534,940					26,631
8 土木費	7,539,782	49,350	7,589,132			36,200		13,150
9 消防費	1,775,243	10,584	1,785,827				4,700	5,884
10 教育費	4,272,607	14,784	4,287,391	11,475	300		5,000	△1,991
13 諸支出金	264,463	15,000	279,463				15,000	
計	54,323,200	536,500	54,859,700	254,213	117,945	80,600	43,774	39,968

2. 歳入

15 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費国庫負担金	74,564	118,996	193,560	1 保健衛生費負担金	118,996	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 118,996
計	4,635,720	118,996	4,754,716			

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	462,143	758	462,901	1 身体障がい者福祉費補助金	758	地域生活支援事業費補助金 758
3 衛生費国庫補助金	240,647	122,984	363,631	1 保健衛生費補助金	122,984	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 122,984
6 教育費国庫補助金	56,005	11,475	67,480	3 教育総務費補助金	11,475	学校保健特別対策事業費補助金 11,475
計	2,675,383	135,217	2,810,600			

16 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	1,743,547	926	1,744,473	1 社会福祉費負担金	926	民生委員協議会負担金 926

16 款 県支出金

1 項 県負担金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	2,019,656	926	2,020,582			

16 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費補助金	608,593	542	609,135	2 障がい者福祉費補助金	542	地域生活支援事業費補助金 542
4 農林水産業費補助金	1,025,209	116,177	1,141,386	1 農業費補助金	113,977	新規就農者育成総合対策事業費補助金 8,912 雪害を乗り越える果樹産地復興事業費補助金 13,419 6次産業化施設整備支援事業費補助金 5,713 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金 14,732 県産米品質向上支援事業費補助金 18,330 低コスト技術等導入支援事業費補助金 52,871
				2 林業費補助金		2,200
7 教育費補助金	16,913	300	17,213	1 教育総務費補助金	300	I C Tを活用した授業改善支援事業費補助金 300
計	2,121,045	117,019	2,238,064			

18 款 寄附金

1 項 寄附金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 教育費寄附金	1	20,000	20,001	1 教育費寄附金	20,000	教育費寄附金 20,000
計	500,002	20,000	520,002			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	2,581,541	39,968	2,621,509	1 財政調整基金繰入金	39,968	財政調整基金繰入金 39,968
計	3,587,701	39,968	3,627,669			

21 款 諸収入

5 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 雑入	283,611	23,774	307,385	1 雑入	23,774	雇用保険個人負担分収入 1,574 自治総合センター・コミュニティ助成金 22,200
計	614,404	23,774	638,178			

## 22 款 市債

## 1 項 市債

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生債	335,200	44,400	379,600	1 保健衛生事業債	44,400	過疎対策事業債 44,400
5 土木債	1,611,300	36,200	1,647,500	1 道路整備事業債	36,200	過疎対策事業債 36,200
計	4,565,700	80,600	4,646,300			

3. 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	2,284,571	△83,578	2,200,993			1,574	△85,152	1 報酬	7,812	特別職人件費 (三役等) 343 人件費 △93,333 非常勤職員人件費 9,412
								2 給料	△69,464	
								3 職員手当等	△16,779	
								4 共済費	△5,691	
								8 旅費	544	
8 地域振興費	355,947	24,490	380,437			17,500	6,990	7 報償費	330	コミュニティ助成事業 17,500 地域おこし協力隊活用事業 6,990
								8 旅費	852	
								10 需用費	213	
								11 役務費	30	
								12 委託料	5,290	
								13 使用料及び 賃借料	275	
								18 負担金補助 及び交付金	17,500	
9 地域局費	116,038	3,000	119,038				3,000	10 需用費	249	横手総合交流促進施設費 3,000
								17 備品購入費	2,751	
計	5,075,702	△56,088	5,019,614			19,074	△75,162			

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 税務総務費	302,890	3,738	306,628				3,738	2 給料	3,308	人件費 3,738

## 2 款 総務費

## 2 項 徴税費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							3職員手当等	866		
							4共済費	△436		
計	445,775	3,738	449,513							

## 2 款 総務費

## 3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 戸籍住民基本台帳費	252,265	9,620	261,885				2給料	4,331	人件費	9,620	
								3職員手当等			4,821
								4共済費			468
計	252,265	9,620	261,885								

## 2 款 総務費

## 4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 選挙管理委員会費	27,542	△5,576	21,966				2給料	△2,889	人件費	△5,576	
								3職員手当等			△1,631
								4共済費			△1,056
計	95,126	△5,576	89,550								

2 款 総務費

6 項 監査委員費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 監査委員費	48,711	1,415	50,126				1,415	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	427 591 397	人件費 1,415
計	48,711	1,415	50,126				1,415			

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	913,453	21,590	935,043	926			20,664	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び交付金	12,809 5,770 2,085 926	人件費 民生委員児童委員費 20,664 926
2 障がい者自立支援給付費	2,408,315	0	2,408,315	1,300			△1,300			地域生活支援事業費 歳出組替
5 高齢者福祉施設費	464,774	8,384	473,158				8,384	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 27 繰出金	4,392 2,230 1,402 360	人件費 市営介護サービス事業特別会計繰出金 8,024 360
計	8,149,748	29,974	8,179,722	2,226			27,748			



3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	1,483,349	17,483	1,500,832				17,483	22 償還金、利息及び割引料	17,483	児童福祉総務費 17,483
7 公立保育所費	356,312	△935	355,377				△935	1 報酬	2,231	人件費 △3,684 保育所費 2,749
								2 給料	△1,785	
								3 職員手当等	△550	
								4 共済費	△927	
								8 旅費	96	
計	6,160,130	16,548	6,176,678				16,548			

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健衛生総務費	437,719	6,227	443,946				6,227	2 給料	3,104	人件費 6,227
								3 職員手当等	1,646	
								4 共済費	1,477	
11 斎場施設費	254,052	44,396	298,448		44,400		△4	14 工事請負費	44,396	斎場施設整備事業 44,396
12 新型コロナウイルス感染症対策費	256,606	241,980	498,586	241,980				3 職員手当等	16,680	緊急医療対策事業 241,980
								10 需用費	1,100	
								11 役務費	522	
								12 委託料	221,075	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							13 使用料及び 賃借料	2,603		
計	3,296,456	292,603	3,589,059	241,980	44,400					

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 清掃総務費	143,988	△6,414	137,574			△6,414	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△3,508 △2,197 △709	人件費 △6,414	
2 塵芥処理費	914,750	8,458	923,208			8,458	12 委託料	8,458	ごみ収集費 8,458	
3 し尿処理費	208,797	6,169	214,966			6,169	14 工事請負費	6,169	衛生センター費 6,169	
計	1,267,535	8,213	1,275,748			8,213				

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 農業委員会 費	79,781	1,557	81,338			1,557	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	338 1,172 47	人件費 1,557	

## 6 款 農林水産業費

## 1 項 農業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 農業総務費	460,956	△9,675	451,281				△9,675	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△2,740 △5,196 △1,739	人件費 △9,675
3 農業振興費	1,485,053	120,642	1,605,695	113,977			6,665	18 負担金補助 及び交付金	120,642	農業経営支援事業 33,062 就農支援事業 8,912 果樹振興事業 20,084 横手農業ブランド創造事業 5,713 スマート農業普及支援事業 52,871
9 農業施設費	113,998	1,300	115,298				1,300	14 工事請負費	1,300	農産物加工・特産品生産振興施設費 1,300
計	3,210,635	113,824	3,324,459	113,977			△153			

## 6 款 農林水産業費

## 2 項 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 林業総務費	49,290	205	49,495				205	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	216 △66 55	人件費 205
2 林業振興費	282,558	4,000	286,558	2,200			1,800	12 委託料	4,000	林道施設長寿命化事業 4,000
3 林業施設費	7,975	1,675	9,650				1,675	10 需用費	1,675	いこいの森費 1,675

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	339,823	5,880	345,703	2,200			3,680			

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 商工総務費	280,000	24,261	304,261				24,261	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	12,052 7,142 5,067	人件費 24,261
4 商工観光施設費	147,851	1,085	148,936				1,085	10 需用費	1,085	真人山荘費 1,085
5 温泉観光施設費	228,647	1,285	229,932				1,285	27 繰出金	1,285	市営温泉施設特別会計繰出金 1,285
計	2,508,309	26,631	2,534,940				26,631			

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 土木総務費	81,464	7,969	89,433				7,969	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	3,735 2,974 1,260	人件費 7,969

8 款 土木費

1 項 土木管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	81,464	7,969	89,433				7,969			

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 道路橋りょう総務費	261,817	24,291	286,108				24,291	2 給料	8,102	人件費 秋田自動車道4車線化対応事業 10,626	13,665
								3 職員手当等	4,338		
								4 共済費	1,225		
								12 委託料	10,626		
2 道路維持費	320,357	600	320,957				600	14 工事請負費	600	道路維持管理費	600
3 道路新設改良費	910,583	△7,577	903,006				△7,577	2 給料	△4,278	人件費	△7,577
								3 職員手当等	△2,469		
								4 共済費	△830		
5 雪対策費	1,642,148	36,223	1,678,371		36,200		23	14 工事請負費	36,223	克雪施設（流雪溝・消雪パイプ・消融雪溝等）管理費	36,223
計	3,407,905	53,537	3,461,442		36,200		17,337				

8 款 土木費

4 項 都市計画費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画総務費	122,735	△5,943	116,792				△5,943	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△4,147 △732 △1,064	人件費 △5,943
計	3,613,732	△5,943	3,607,789				△5,943			

8 款 土木費

5 項 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 建築住宅総務費	121,002	△8,279	112,723				△8,279	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△4,444 △2,589 △1,246	人件費 △8,279
2 住宅管理費	111,271	2,066	113,337				2,066	10 需用費 15 原材料費	1,379 687	公営住宅管理費 2,066
計	359,939	△6,213	353,726				△6,213			

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 常備消防費	1,478,171	△5,415	1,472,756				△5,415	2 給料 3 職員手当等	△6,513 1,539	人件費 △5,415

9 款 消防費

1 項 消防費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							4 共済費	△441		
3 消防施設費	134,352	10,460	144,812				10,460	12 委託料 14 工事請負費	3,744 6,716	消防施設整備事業 10,460
5 災害対策費	20,255	5,539	25,794			4,700	839	12 委託料 14 工事請負費 17 備品購入費 18 負担金補助 及び交付金	183 621 935 3,800	防災センター管理費 804 コミュニティ助成事業（地域防災 組織育成） 4,735
計	1,775,243	10,584	1,785,827			4,700	5,884			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費	740,451	10,841	751,292	11,475			△634	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 10 需用費 17 備品購入費	△6,502 △3,968 △1,660 22,605 366	特別職人件費（教育長） 15 人件費 △12,145 学校保健管理事業 22,971
3 教育指導費	113,958	303	114,261	300			3	7 報償費 10 需用費 11 役務費	154 △33 557	I C T活用授業改善支援事業 303

10 款 教育費

1 項 教育総務費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							13 使用料及び 賃借料	△375		
計	857,558	11,144	868,702	11,775		△631				

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	931,742	△670	931,072			△670	2 給料	471	人件費 △670	
							3 職員手当等	△241		
							4 共済費	△900		
2 教育振興費	45,798	1,595	47,393			1,595	17 備品購入費	1,595	小学校教育振興費 1,595	
計	977,540	925	978,465			925				

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	187,993	4,960	192,953			4,960	2 給料	2,142	人件費 4,960	
							3 職員手当等	1,657		
							4 共済費	1,161		
2 教育振興費	48,259	380	48,639			380	17 備品購入費	380	中学校教育振興費 380	



## 10 款 教育費

## 3 項 中学校費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	236,252	5,340	241,592				5,340			

## 10 款 教育費

## 4 項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育総務費	266,896	8,690	275,586				8,690	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	人件費 8,690	
3 図書館費	83,928	689	84,617				689	14 工事請負費	図書館費 689	
計	858,213	9,379	867,592				9,379			

## 10 款 教育費

## 5 項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 スポーツ振興費	498,846	△5,355	493,491			5,000	△10,355	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び交付金	人件費 スポーツ振興総務費 △10,855 5,500	
2 学校給食費	844,198	△6,649	837,549				△6,649	2 給料	人件費 △6,649	

一般会計

10 款 教育費

5 項 保健体育費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							3職員手当等	△971		
							4共済費	△1,163		
計	1,343,044	△12,004	1,331,040			5,000	△17,004			

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3目的基金費	261,533	15,000	276,533			15,000	24積立金	15,000	ふるさと応援基金積立金 15,000	
計	264,463	15,000	279,463			15,000				

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共済費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	期末手当 〔年間支給率 (月分)〕	地 域 手 当	寒冷地 手 当	その他の 手 当				計
補正後	長 等	3		25,632	7,615 (3.10)		153	8,652	42,052	6,647	48,699	
	議 員	26	120,996		35,946 (3.10)				156,942	38,177	195,119	
	その他の 特別職	3,104	134,530	6,792	2,018 (3.10)		51	1,698	145,089	1,793	146,882	
	計	3,133	255,526	32,424	45,579		204	10,350	344,083	46,617	390,700	
補正前	長 等	3		25,632	7,615 (3.10)		153	8,652	42,052	6,304	48,356	
	議 員	26	120,996		35,946 (3.10)				156,942	38,177	195,119	
	その他の 特別職	3,104	134,530	6,792	2,018 (3.10)		51	1,698	145,089	1,778	146,867	
	計	3,133	255,526	32,424	45,579		204	10,350	344,083	46,259	390,342	
比 較	長 等									343	343	
	議 員											
	その他の 特別職									15	15	
	計									358	358	

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	( 1,228 ) 901	1,604,731	3,570,151	2,833,181	8,008,063	1,461,037	9,469,100	
補正前	( 1,222 ) 909	1,594,688	3,628,377	2,817,915	8,040,980	1,465,139	9,506,119	
比 較	( 6 ) △8	10,043	△58,226	15,266	△32,917	△4,102	△37,019	

※ ( ) 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区分	扶 養 当	住 居 当	通 勤 当	特 殊 手 当	時 間 外 勤 手 当	宿 日 直 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補正後	124,852	39,583	57,371	20,963	429,359	4,900	1,888	13,600	56,160	42,736	1,014,003	587,647	62,087	61,450	414	1,892	314,276	2,833,181
補正前	126,138	39,286	56,780	20,963	408,960	4,900	1,888	13,600	56,160	41,600	1,020,470	591,463	61,942	61,650		1,922	310,193	2,817,915
比 較	△1,286	297	591		20,399					1,136	△6,467	△3,816	145	△200	414	△30	4,083	15,266

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	( 45 ) 901		3,570,151	2,589,116	6,159,267	1,218,850	7,378,117	
補正前	( 46 ) 909		3,628,377	2,575,328	6,203,705	1,226,412	7,430,117	
比 較	( △1 ) △8		△58,226	13,788	△44,438	△7,562	△52,000	

※ ( ) 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特勤手当	殊務手当	時間外手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当	地域手当	退職手当金	合計
補正後	124,852	39,583	57,371	20,963		429,359	4,900	1,888	13,600	56,160	42,736	769,938	587,647	62,087	61,450	414	1,892	314,276	2,589,116
補正前	126,138	39,286	56,780	20,963		408,960	4,900	1,888	13,600	56,160	41,600	777,883	591,463	61,942	61,650		1,922	310,193	2,575,328
比較	△1,286	297	591			20,399					1,136	△7,945	△3,816	145	△200	414	△30	4,083	13,788

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	( 1,183 )	1,604,731		244,065	1,848,796	242,187	2,090,983	
補正前	( 1,176 )	1,594,688		242,587	1,837,275	238,727	2,076,002	
比較	( 7 )	10,043		1,478	11,521	3,460	14,981	

※ ( ) 内は、パートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特勤手当	殊務手当	時間外手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当	地域手当	退職手当金	合計
補正後												244,065							244,065
補正前												242,587							242,587
比較												1,478							1,478

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	△58,226	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△58,226	人事異動による対象者変更など	
職 員 手 当	13,788	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	13,788	人事異動による対象者変更など	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	320,170	314,055	279,143	362,375	338,844
	平均給与月額 (円)	391,958	376,456	330,524	422,083	406,076
	平均年齢 (歳)	41.7	51.2	37.4	51.0	50.0
補 正 前	平均給料月額 (円)	323,078	312,365	287,139	362,250	342,221
	平均給与月額 (円)	394,468	373,671	339,222	421,292	409,033
	平均年齢 (歳)	42.7	51.6	38.0	55.0	50.7

イ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職			医療技術職			保健・看護職			福祉職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級	74	9.2	1級			1級	1	14.3	1級			1級		
	2級	107	13.2	2級	(4)	(100.0)	2級	2	28.6	2級			2級	4 (8)	17.4 (100.0)
	3級	158 (30)	19.6 (93.8)	3級	11	18.0	3級	1 (1)	14.3 (100.0)	3級	1	50.0	3級	10	43.5
	4級	245	30.3	4級	35	57.4	4級	2	28.5	4級			4級	9	39.1
	5級	131	16.2	5級	15	24.6	5級	1	14.3	5級	1	50.0	5級		
	6級	81 (2)	10.0 (6.2)				6級			6級					
	7級	12	1.5												
	計	808 (32)	100.0 (100.0)	計	61 (4)	100.0 (100.0)	計	7 (1)	100.0 (100.0)	計	2	100.0	計	23 (8)	100.0 (100.0)
補正前	1級	78	9.6	1級			1級			1級			1級		
	2級	113	13.9	2級	(4)	(100.0)	2級	2	33.3	2級			2級	4 (9)	17.4 (100.0)
	3級	156 (31)	19.1 (96.9)	3級	13	20.6	3級	1 (1)	16.7 (100.0)	3級	1	50.0	3級	11	47.8
	4級	247	30.2	4級	40	63.5	4級	2	33.3	4級			4級	8	34.8
	5級	130	16.0	5級	10	15.9	5級	1	16.7	5級	1	50.0	5級		
	6級	79 (1)	9.7 (3.1)				6級			6級					
	7級	12	1.5												
	計	815 (32)	100.0 (100.0)	計	63 (4)	100.0 (100.0)	計	6 (1)	100.0 (100.0)	計	2	100.0	計	23 (9)	100.0 (100.0)

※ ( ) 内は、再任用職員(外書き)

ウ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	901	808	61	7	2	23	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	806	738	43	7	1	17	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)	54	54				
		4号給 (人)	752	684	43	7	1	17
		号給 (人)						
比 率 (B) / (A) (%)	89.5	91.3	70.5	100.0	50.0	73.9		
補正前	職 員 数 (A) (人)	909	815	63	6	2	23	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	798	729	45	6	1	17	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)	38	38				
		4号給 (人)	760	691	45	6	1	17
		号給 (人)						
比 率 (B) / (A) (%)	87.8	89.4	71.4	100.0	50.0	73.9		

エ 特殊勤務手当

区 分	合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
給料総額に対する比率 (%)	0.6	0.6	0.3		2.2	2.6
支給対象職員の比率 (%) (令和4年4月1日現在)	29.2	28.5	11.5		100.0	95.8
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫等作業手当、夜間看護業務手当、清掃業務等手当、救急救命処置業務手当、保育業務手当					



継続費についての当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画						当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 未 までの 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳								一 般 財 源
					特 定 財 源			90					
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他						
4 衛生費	1 保健衛生費	西部斎場整備事業	令和	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
			4年度	234,290		234,200		90	234,290	234,290		38.4	
			5年度	375,624		370,100		5,524			375,624	61.6	
			計	609,914		604,300		5,614	234,290	234,290	375,624	100.0	

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	4,108,700	80,600	4,189,300	4,480,787		4,480,787	46,982,281	80,600	47,062,881
(3) 衛生	335,200	44,400	379,600	580,528		580,528	6,842,261	44,400	6,886,661
(7) 土木	1,528,000	36,200	1,564,200	991,396		991,396	9,832,075	36,200	9,868,275
合 計	4,565,700	80,600	4,646,300	6,497,464		6,497,464	65,178,265	80,600	65,258,865

(資料)

地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高見込額		当該年度末現在高見込額	
	変更前 (当初予算時点)	変更後 (令和3年度予算最 終専決時点)	変更前 (当初予算時点)	変更後 (令和3年度予算最 終専決時点)
1. 普通債	47,469,944	47,354,368	47,097,857	46,982,281
(1)総 務	6,557,563	6,556,963	6,324,822	6,324,222
(2)民 生	2,497,667	2,470,467	2,731,662	2,704,462
(3)衛 生	7,087,188	7,087,589	6,841,860	6,842,261
(4)労 働				
(5)農林水産	5,256,819	5,258,119	5,039,428	5,040,728
(6)商 工	952,609	937,177	878,509	863,077
(7)土 木	9,330,175	9,295,471	9,866,779	9,832,075
(8)消 防	2,318,368	2,319,227	2,203,233	2,204,092
(9)教 育	12,746,698	12,706,498	12,530,193	12,489,993
(10)公営住宅	722,857	722,857	681,371	681,371
2. 災害復旧債	338,699	338,700	344,027	344,028
(1)農林水産	13,697	13,697	76,401	76,401
(2)土 木	325,002	325,003	267,626	267,627
3. そ の 他	19,416,759	19,416,961	17,851,754	17,851,956
(1)転貸債	5,998	5,998	5,664	5,664
(2)減税補てん債	84,283	84,283	54,650	54,650
(3)減収補てん債	109,838	109,837	109,838	109,837
(4)臨時財政対策債	19,216,640	19,216,843	17,681,602	17,681,805
合 計	67,225,402	67,110,029	65,293,638	65,178,265

議案第63号

令和4年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度横手市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ506,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,750,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,512,045	△83,723	1,428,322
	1 国民健康保険税	1,512,045	△83,723	1,428,322
6 繰入金		869,373	△52,106	817,267
	2 基金繰入金	52,107	△52,106	1
7 繰越金		1	641,829	641,830
	1 繰越金	1	641,829	641,830
歳入	合計	9,244,000	506,000	9,750,000

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		6,628,901	571	6,629,472
	6 傷病手当金	1	571	572
3 国民健康保険事業費納付金		2,306,588	△12,238	2,294,350
	1 医療給付費分	1,612,601	△14,330	1,598,271
	2 後期高齢者支援金等分	551,159	△14,580	536,579
	3 介護納付金分	142,828	16,672	159,500
10 予備費		721	517,667	518,388
	1 予備費	721	517,667	518,388
歳出	合計	9,244,000	506,000	9,750,000



# 国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書



## 1. 総括

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,512,045	△83,723	1,428,322
6 繰入金	869,373	△52,106	817,267
7 繰越金	1	641,829	641,830
計	9,244,000	506,000	9,750,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	6,628,901	571	6,629,472					571
3 国民健康保険事業費 納付金	2,306,588	△12,238	2,294,350					△12,238
10 予備費	721	517,667	518,388					517,667
計	9,244,000	506,000	9,750,000					506,000

## 2. 歳入

## 1 款 国民健康保険税

## 1 項 国民健康保険税

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険税	1,511,780	△83,723	1,428,057	1 医療給付費分 現年課税分	△60,843	医療給付費分現年課税分 △60,843
				2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	△16,391	後期高齢者支援金分現年課税分 △16,391
				3 介護納付金分 現年課税分	△6,489	介護納付金分現年課税分 △6,489
計	1,512,045	△83,723	1,428,322			

## 6 款 繰入金

## 2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	52,107	△52,106	1	1 財政調整基金 繰入金	△52,106	財政調整基金繰入金 △52,106
計	52,107	△52,106	1			

## 7 款 繰越金

## 1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 その他繰越金	1	641,829	641,830	1 その他繰越金	641,829	その他繰越金 641,829

## 7 款 繰越金

## 1 項 繰越金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	1	641,829	641,830			

## 3. 歳出

## 2 款 保険給付費

## 6 項 傷病手当金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 傷病手当金	1	571	572				571	18 負担金補助及び交付金	571	傷病手当金	571
計	1	571	572				571				

## 3 款 国民健康保険事業費納付金

## 1 項 医療給付費分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般被保険者医療給付費分	1,612,600	△14,330	1,598,270				△14,330	18 負担金補助及び交付金	△14,330	一般被保険者医療給付費分	△14,330
計	1,612,601	△14,330	1,598,271				△14,330				

## 3 款 国民健康保険事業費納付金

## 2 項 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	551,158	△14,580	536,578				△14,580	18 負担金補助及び交付金	△14,580	一般被保険者後期高齢者支援金等分	△14,580
計	551,159	△14,580	536,579				△14,580				

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 介護納付金分	142,828	16,672	159,500				16,672	18 負担金補助及び交付金	16,672	介護納付金分 16,672
計	142,828	16,672	159,500				16,672			

10 款 予備費

1 項 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 予備費	721	517,667	518,388				517,667		517,667	予備費 517,667
計	721	517,667	518,388				517,667			

議案第64号

令和4年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度横手市の市営介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,310,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		270,643	360	271,003
	1 他会計繰入金	270,643	360	271,003
6 諸収入		2,095	240	2,335
	2 雑入	1,818	240	2,058
歳入	合計	1,310,300	600	1,310,900



## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		273,618	6,343	279,961
	1 施設管理費	273,618	6,343	279,961
2 サービス事業費		952,524	△5,743	946,781
	2 居宅介護サービス事業費	121,680	640	122,320
	3 施設介護サービス事業費	802,554	△6,383	796,171
歳 出	合 計	1,310,300	600	1,310,900



# 市営介護サービス事業特別会計補正予算に関する説明書

## 1. 総括

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰入金	270,643	360	271,003
6 諸収入	2,095	240	2,335
計	1,310,300	600	1,310,900

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	273,618	6,343	279,961				240	6,103
2 サービス事業費	952,524	△5,743	946,781					△5,743
計	1,310,300	600	1,310,900				240	360

## 2. 歳入

## 4 款 繰入金

## 1 項 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	270,643	360	271,003	1 一般会計繰入金	360	一般会計繰入金 (特別養護老人ホーム白寿園) 205 一般会計繰入金 (介護老人保健施設老健おおもり) 110 一般会計繰入金 (指定通所介護事業所森の家) 33 一般会計繰入金 (地域包括支援センター) 12
計	270,643	360	271,003			

## 6 款 諸収入

## 2 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1,818	240	2,058	1 雑入	240	雑入 (雇用保険個人負担分) 240
計	1,818	240	2,058			

### 3. 歳出

#### 1 款 総務費

##### 1 項 施設管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	273,618	6,343	279,961			240	6,103	2 給料	4,696	人件費	5,766
								4 共済費	1,647	一般管理費	577
計	273,618	6,343	279,961			240	6,103				

#### 2 款 サービス事業費

##### 2 項 居宅介護サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 通所リハビリテーション事業費	24,887	640	25,527				640	2 給料	310	人件費	640
								3 職員手当等	330		
計	121,680	640	122,320				640				

#### 2 款 サービス事業費

##### 3 項 施設介護サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 施設介護サービス事業費	802,554	△6,383	796,171				△6,383	2 給料	△6,076	人件費	△6,383
								3 職員手当等	△307		
計	802,554	△6,383	796,171				△6,383				

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一 般 職

#### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	( 105 ) 65	228,656	281,700	207,736	718,092	122,367	840,459	
補 正 前	( 104 ) 68	228,656	282,770	207,713	719,139	120,720	839,859	
比 較	( 1 ) △3		△1,070	23	△1,047	1,647	600	

※ ( ) 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

#### 職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 手 当	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 手 当	地 域 当 手	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	7,818	1,001	6,121	5,536	9,100			6,700	60	881	99,766	45,033	4,140	2,940			18,640	207,736
補 正 前	7,818	1,001	6,121	5,536	9,100			6,700	60	881	99,743	45,033	4,140	2,940			18,640	207,713
比 較											23							23

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	( 7 ) 65		281,700	166,943	448,643	84,761	533,404	
補 正 前	( 6 ) 68		282,770	166,920	449,690	83,691	533,381	
比 較	( 1 ) △3		△1,070	23	△1,047	1,070	23	

※ ( ) 内は、再任用職員 (外書き)



職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 員 当 手	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 金 負 担 金	合 計
補正後	7,818	1,001	6,121	5,536	9,100			6,700	60	881	58,973	45,033	4,140	2,940			18,640	166,943
補正前	7,818	1,001	6,121	5,536	9,100			6,700	60	881	58,950	45,033	4,140	2,940			18,640	166,920
比 較											23							23

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	( 98 )	228,656		40,793	269,449	37,606	307,055	
補正前	( 98 )	228,656		40,793	269,449	37,029	306,478	
比 較	( )					577	577	

※ ( ) 内は、パートタイム職員 (外書き)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△1,070	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△1,070	人事異動による対象者変更など
職 員 手 当	23	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	23	人事異動による対象者変更など

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職
補 正 後	平均給料月額 (円)	394,333	306,000	302,819	309,583	318,731
	平均給与月額 (円)	445,450	329,000	324,347	347,985	368,250
	平均年齢 (歳)	56.8	54.0	41.0	51.7	46.9
補 正 前	平均給料月額 (円)	393,483	306,000	301,694	338,650	320,882
	平均給与月額 (円)	450,783	326,500	321,764	376,000	369,390
	平均年齢 (歳)	58.0	54.0	44.0	50.8	48.8

イ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職			医療技術職			保健・看護職			福祉職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1級			1級			1級			1級			1級	3	7.0
	2級			2級			2級			2級	2	20.0	2級	11 (2)	25.6 (100.0)
	3級			3級			3級	4	66.6	3級	2 (4)	20.0 (100.0)	3級	19	44.1
	4級	2	40.0	4級	1	100.0	4級	1	16.7	4級	2	20.0	4級	10	23.3
	5級	1	20.0	5級			5級	1	16.7	5級	4	40.0	5級		
	6級	2	40.0				6級			6級					
	7級														
	計	5	100.0	計	1	100.0	計	6	100.0	計	10 (4)	100.0 (100.0)	計	43 (2)	100.0 (100.0)
補 正 前	1級			1級			1級			1級			1級	4	8.7
	2級			2級			2級	1	16.7	2級	3 (2)	30.0 (33.3)	2級	10	21.7
	3級			3級			3級	3	49.9	3級	1 (4)	10.0 (66.7)	3級	20	43.5
	4級	2	40.0	4級	1	100.0	4級	1	16.7	4級	3	30.0	4級	12	26.1
	5級	1	20.0	5級			5級	1	16.7	5級	3	30.0	5級		
	6級	2	40.0				6級			6級					
	7級														
	計	5	100.0	計	1	100.0	計	6	100.0	計	10 (6)	100.0 (100.0)	計	46	100.0

※ ( ) 内は、再任用職員 (外書き)

ウ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	65	5	1	6	10	43	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	43		1	5	7	30	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	43		1	5	7	30
	号給 (人)							
比 率 (B)／(A) (%)	66.2		100.0	83.3	70.0	69.8		
補正前	職 員 数 (A) (人)	68	5	1	6	10	46	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	43		1	5	7	30	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	43		1	5	7	30
	号給 (人)							
比 率 (B)／(A) (%)	63.2		100.0	83.3	70.0	65.2		

エ 特殊勤務手当

区 分	合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
給料総額に対する比率 (%)	2.1	0.4	2.6		3.6	2.2
支給対象職員の比率 (%) (令和4年4月1日現在)	79.0	20.0	100.0		100.0	83.7
代表的な特殊勤務手当の名称	夜間看護業務手当、介護等業務手当					

議案第65号

令和4年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）

令和4年度横手市の市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ347,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		174,270	1,285	175,555
	1 一般会計繰入金	174,270	1,285	175,555
4 諸収入		1,635	115	1,750
	2 雑入	1,633	115	1,748
歳入	合計	346,300	1,400	347,700

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 施設経営費		342,300	1,400	343,700
	1 施設経営費	342,300	1,400	343,700
歳出	合計	346,300	1,400	347,700



# 市営温泉施設特別会計補正予算に関する説明書



## 1. 総括

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金	174,270	1,285	175,555
4 諸収入	1,635	115	1,750
計	346,300	1,400	347,700

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 施設経営費	342,300	1,400	343,700				115	1,285
計	346,300	1,400	347,700				115	1,285

## 2. 歳入

## 2 款 繰入金

## 1 項 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	174,270	1,285	175,555	1 一般会計繰入金	1,285	さくら荘 1,103 ゆっふる 59 ゆとりおん大雄 123
計	174,270	1,285	175,555			

## 4 款 諸収入

## 2 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1,633	115	1,748	1 雑入	115	雇用保険個人負担分 115
計	1,633	115	1,748			

### 3. 歳出

#### 1 款 施設経営費

#### 1 項 施設経営費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明				
				特定財源			一般財源	区分		金額			
				国県支出金	地方債	その他							
1 一般管理費	16,463	239	16,702			115	124	4 共済費	239	一般管理費	239		
2 さくら荘経営費	121,425	1,047	122,472				1,047	1 報酬	△1,549	人件費	2,987		
								2 給料	2,388			施設経営費	△1,940
								3 職員手当等	295				
								4 共済費	9				
								8 旅費	△96				
3 ゆっふる経営費	104,343	22	104,365				22	3 職員手当等	10	人件費	22		
								4 共済費	12				
4 ゆとりおん大雄経営費	100,069	92	100,161				92	3 職員手当等	80	人件費	92		
								4 共済費	12				
計	342,300	1,400	343,700			115	1,285						

## 給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	( 56 ) 3	91,740	14,630	25,518	131,888	20,482	152,370	
補 正 前	( 56 ) 3	93,289	12,242	25,133	130,664	20,210	150,874	
比 較	( )	△1,549	2,388	385	1,224	272	1,496	

※ ( ) 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 手 当	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 手 当	地 域 当 手	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	558		212		2,500				210		18,722	2,204	229				883	25,518
補 正 前	498		90		2,500				210		18,733	2,016	229				857	25,133
比 較	60		122								△11	188					26	385

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	( 1 ) 3		14,630	9,738	24,368	3,780	28,148	
補 正 前	( ) 3		12,242	9,058	21,300	3,747	25,047	
比 較	( 1 )		2,388	680	3,068	33	3,101	

※ ( ) 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 手	時 間 外 勤 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 手	休 日 勤 手	管 理 職 手	期 末 勤 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 手	児 童 当 手	単 身 赴 手	地 域 当 手	退 職 手 当 金 負 担	合 計
補正後	558		212		2,500				210		2,942	2,204	229				883	9,738
補正前	498		90		2,500				210		2,658	2,016	229				857	9,058
比 較	60		122								284	188					26	680

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	( 55 )	91,740		15,780	107,520	16,702	124,222	
補正前	( 56 )	93,289		16,075	109,364	16,463	125,827	
比 較	( △1 )	△1,549		△295	△1,844	239	△1,605	

※ ( ) 内は、パートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 手	時 間 外 勤 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 手	休 日 勤 手	管 理 職 手	期 末 勤 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 手	児 童 当 手	単 身 赴 手	地 域 当 手	退 職 手 当 金 負 担	合 計
補正後											15,780							15,780
補正前											16,075							16,075
比 較											△295							△295

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説明	備 考
給 料	2,388	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	2,388	人事異動による対象者変更など	
職 員 手 当	680	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	680	人事異動による対象者変更など	

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	359,625	300,917			
	平均給与月額 (円)	460,917	378,167			
	平均年齢 (歳)	51.0	58.0			
補 正 前	平均給料月額 (円)	359,625	300,917			
	平均給与月額 (円)	458,417	378,167			
	平均年齢 (歳)	51.0	58.0			

イ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職			医療技術職			保健・看護職			福祉職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級			1級			1級			1級			1級		
	2級			2級			2級			2級			2級		
	3級	1 (1)	50.0 (100.0)	3級			3級			3級			3級		
	4級	1	50.0	4級	1	100.0	4級			4級			4級		
	5級			5級			5級			5級			5級		
	6級						6級			6級					
	7級														
	計	2 (1)	100.0 (100.0)	計	1	100.0	計			計			計		
補正前	1級			1級			1級			1級			1級		
	2級			2級			2級			2級			2級		
	3級	1	50.0	3級			3級			3級			3級		
	4級	1	50.0	4級	1	100.0	4級			4級			4級		
	5級			5級			5級			5級			5級		
	6級						6級			6級					
	7級														
	計	2	100.0	計	1	100.0	計			計			計		

※ ( ) 内は、再任用職員(外書き)



議案第66号

令和4年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度横手市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月30日提出  
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		7,938	900	8,838
	1 繰越金	7,938	900	8,838
歳入	合計	56,600	900	57,500

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		43,878	900	44,778
	1 総務管理費	43,878	900	44,778
歳出	合計	56,600	900	57,500



# 浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	7,938	900	8,838
計	56,600	900	57,500

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	43,878	900	44,778					900
計	56,600	900	57,500					900

2. 歳入

3 款 繰越金

1 項 繰越金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	7,938	900	8,838	1 繰越金	900	繰越金 900
計	7,938	900	8,838			



### 3. 歳出

#### 1 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	9,623	900	10,523				900	2 給料	677	人件費	900
								3 職員手当等	△43		
								4 共済費	266		
計	43,878	900	44,778				900				

## 給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	( ) 1		4,437	2,863	7,300	1,439	8,739	
補 正 前	( ) 1		3,760	2,906	6,666	1,173	7,839	
比 較	( )		677	△43	634	266	900	

※ ( ) 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 員 勤 務 当 手	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 金 負 担	合 計
補正後	78		38		550				20		1,017	752	89				319	2,863
補正前	240		82		550				20		817	606	89	240			262	2,906
比 較	△162		△44								200	146		△240			57	△43

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	677	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	677	人事異動による対象者変更など
職 員 手 当	△43	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△43	人事異動による対象者変更など

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	369,750				
	平均給与月額 (円)	426,917				
	平均年齢 (歳)	48.0				
補 正 前	平均給料月額 (円)	313,333				
	平均給与月額 (円)	387,667				
	平均年齢 (歳)	41.0				

イ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			医 療 技 術 職			保 健 ・ 看 護 職			福 祉 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1級			1級			1級			1級			1級		
	2級			2級			2級			2級			2級		
	3級			3級			3級			3級			3級		
	4級	1	100.0	4級			4級			4級			4級		
	5級			5級			5級			5級			5級		
	6級						6級			6級					
	7級														
	計	1	100.0	計			計			計			計		
補 正 前	1級			1級			1級			1級			1級		
	2級			2級			2級			2級			2級		
	3級	1	100.0	3級			3級			3級			3級		
	4級			4級			4級			4級			4級		
	5級			5級			5級			5級			5級		
	6級						6級			6級					
	7級														
	計	1	100.0	計			計			計			計		

※ ( ) 内は、再任用職員 (外書き)

## 令和4年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度横手市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和4年度横手市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条で定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 水道事業費用	1,959,000千円	1,900千円	1,960,900千円
第1項 営業費用	1,741,720千円	1,900千円	1,743,620千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	217,849千円	1,900千円	219,749千円

令和4年5月30日提出

横手市長 高 橋 大



# 水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

## 令和4年度 横手市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

## 収益的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用	1. 営業費用		1,959,000	1,900	1,960,900
			1,741,720	1,900	1,743,620
		1. 原水及び浄水費	317,263	△ 10,742	306,521
		2. 配水及び給水費	218,247	11,106	229,353
		4. 総係費	242,366	1,536	243,902

## 令和4年度 横手市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>当年度純損失 <span style="float: right;">△ 42,606</span></p> <p>減価償却費 <span style="float: right;">927,877</span></p> <p>固定資産除却費 <span style="float: right;">15,000</span></p> <p>引当金の増減額 <span style="float: right;">△ 65</span></p> <p>長期前受金戻入額 <span style="float: right;">△ 192,122</span></p> <p>受取利息及び配当金 <span style="float: right;">△ 170</span></p> <p>支払利息 <span style="float: right;">156,062</span></p> <p>未収金の増減額 <span style="float: right;">△ 11,632</span></p> <p>未払金の増減額 <span style="float: right;">223</span></p> <p>たな卸資産の増減額 <span style="float: right;">△ 3,551</span></p> <hr/> <p>小計 <span style="float: right;">849,016</span></p> <p>利息及び配当金の受取額 <span style="float: right;">170</span></p> <p>利息の支払額 <span style="float: right;">△ 156,062</span></p> <p>未払（未収）消費税の増減額 <span style="float: right;">△ 13,091</span></p> <hr/> <p>業務活動によるキャッシュ・フロー <span style="float: right;">680,033</span></p>	<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>有形固定資産の取得による支出 <span style="float: right;">△ 971,660</span></p> <p>無形固定資産の取得による支出 <span style="float: right;">△ 12,135</span></p> <p>国庫補助金等による収入 <span style="float: right;">235,202</span></p> <hr/> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー <span style="float: right;">△ 748,593</span></p> <p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入 <span style="float: right;">600,800</span></p> <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 <span style="float: right;">△ 943,563</span></p> <p>他会計からの出資による収入 <span style="float: right;">187,357</span></p> <hr/> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー <span style="float: right;">△ 155,406</span></p> <p>資金増減額 <span style="float: right;">△ 223,966</span></p> <p>資金期首残高 <span style="float: right;">1,635,366</span></p> <hr/> <p>資金期末残高 <span style="float: right;">1,411,400</span></p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 給 与 費 明 細 書

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	退 職 手 当 組 合 負 担 金	合 計
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計			
補正後		( ) 36		113,638	63,495	177,133	36,614	6,002	219,749
補正前		( ) 36		113,121	62,987	176,108	35,739	6,002	217,849
比 較		( )		517	508	1,025	875		1,900

※ ( ) 内は再任用短時間勤務職員 (外書き)

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	3,708	618	3,257	10,836			1,443	600	1,468
	補正前	3,699	324	3,304	10,788			1,443	600	1,468
	比 較	9	294	△ 47	48					

手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	地 域 手 当			合 計
	補正後	24,390	14,690	1,605	880					63,495
	補正前	24,247	14,495	1,599	1,020					62,987
	比 較	143	195	6	△ 140					508

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	517	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	517	人事異動による対象者変更など	
手 当	508	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	508	人事異動による対象者変更など	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
補 正 後	平均給料月額 (円)	343,178	343,306
	平均給与月額 (円)	403,818	377,270
	平均年齢 (歳)	44.3	56.0
補 正 前	平均給料月額 (円)	340,903	343,306
	平均給与月額 (円)	400,812	377,218
	平均年齢 (歳)	44.8	56.0

(2) 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1 級	2	10.5	1 級		
	2 級	1	5.3	2 級		
	3 級	1	5.3	3 級		
	4 級	9	47.3	4 級		
	5 級	3	15.8	5 級	2	100.0
	6 級	2	10.5	計	2 ( )	100.0
	7 級	1	5.3			
	計	19 ( )	100.0			
補 正 前	1 級	2	10.5	1 級		
	2 級	1	5.3	2 級		
	3 級	2	10.5	3 級		
	4 級	8	42.1	4 級		
	5 級	3	15.8	5 級	2	100.0
	6 級	2	10.5	計	2 ( )	100.0
	7 級	1	5.3			
	計	19 ( )	100.0			

※ ( ) 内は再任用短時間勤務職員 (外書き)

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主事 技師	主任	副主査	主査	副主幹	次長 課長	部長
技能労務職		業務員	主任業務員	主席業務員	総括業務員		

## (3) 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	21	19	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	18	18		
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	2	2	
		4号給 (人)	16	16	
		号給 (人)			
比 率 (B)／(A) (%)	85.7	94.7	0.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	21	19	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	18	18		
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	2	2	
		4号給 (人)	16	16	
		号給 (人)			
比 率 (B)／(A) (%)	85.7	94.7	0.0		

令和4年度 横手市水道事業予定貸借対照表  
(令和5年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
	(1) 有形固定資産				
	イ 土 地		860,557		
	ロ 立 木		412		
	ハ 建 物	3,334,189			
	減価償却累計額	<u>△ 1,184,075</u>	2,150,114		
	ニ 構 築 物	28,281,894			
	減価償却累計額	<u>△ 12,019,545</u>	16,262,349		
	ホ 機械及び装置	6,189,346			
	減価償却累計額	<u>△ 4,390,108</u>	1,799,238		
	ヘ 車 両 運 搬 具	45,031			
	減価償却累計額	<u>△ 15,932</u>	29,099		
	ト 工具、器具及び備品	421,704			
	減価償却累計額	<u>△ 347,718</u>	73,986		
	チ 建設仮勘定		<u>712,004</u>		
	有形固定資産合計			21,887,759	
	(2) 無形固定資産				
	イ ダム使用权		1,169,530		
	ロ 電話加入権		360		
	ハ 水利権		3,233		
	ニ 施設利用権		<u>486</u>		
	無形固定資産合計			<u>1,173,609</u>	
	固 定 資 産 合 計				23,061,368
2	流 動 資 産				
	(1) 現金預金			1,411,400	
	(2) 未 収 金		56,785		
	貸倒引当金		<u>△ 436</u>	56,349	
	(3) 貯 蔵 品			<u>23,670</u>	
	流動資産合計				<u>1,491,419</u>
	資 産 合 計				<u><u>24,552,787</u></u>

		負 債 の 部		
		千円	千円	千円
3	固 定 負 債			
	(1) 企 業 債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	9,782,694		
	企業債合計		<u>9,782,694</u>	
	固定負債合計			9,782,694
4	流 動 負 債			
	(1) 企 業 債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	849,600		
	企業債合計		849,600	
	(2) 未 払 金		78,066	
	(3) 引 当 金			
	イ 賞与引当金	11,211		
	ロ 法定福利費引当金	2,190		
	引当金合計		13,401	
	(4) その他流動負債		113,800	
	流動負債合計		<u>113,800</u>	1,054,867
5	繰 延 収 益			
	長期前受金		9,344,045	
	長期前受金収益化累計額		<u>△ 4,618,025</u>	
	繰延収益合計			4,726,020
負	債 合 計		<u><u>15,563,581</u></u>	
		資 本 の 部		
6	資 本 金			8,674,137
7	剰 余 金			
	(1) 資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額	50,473		
	ロ 国庫補助金	41,302		
	ハ 寄附金	25,856		
	ニ 工事負担金	51,440		
	ホ 保険差益	408		
	ヘ その他資本剰余金	31,200		
	資本剰余金合計		200,679	
	(2) 利益剰余金			
	イ 利益積立金	123,394		
	ロ 建設改良積立金	44,616		
	ハ 当年度未処理欠損金	53,620		
	利益剰余金合計		<u>114,390</u>	
	剰余金合計			315,069
	資 本 合 計			<u>8,989,206</u>
	負 債 資 本 合 計			<u><u>24,552,787</u></u>

## 令和4年度 横手市水道事業会計補正予算（第1号）説明資料

## 収益の支出

支 出 (単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説明
1. 水道事業費用			1,959,000	1,900	1,960,900	
1. 営業費用			1,741,720	1,900	1,743,620	
	1. 原水及び浄水費		317,263	△ 10,742	306,521	
		給料	35,836	△ 5,790	30,046	
		手当	18,552	△ 2,886	15,666	
		法定福利費	5,451	△ 2,066	3,385	
	2. 配水及び給水費		218,247	11,106	229,353	
		給料	49,312	5,634	54,946	
		手当	20,348	3,173	23,521	
		法定福利費	12,833	2,299	15,132	
	4. 総係費		242,366	1,536	243,902	
		給料	27,973	673	28,646	
		手当	12,876	221	13,097	
		法定福利費	15,265	642	15,907	

# 注記表

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

- ・減価償却の方法 定額法（ただし、量水器については取替法）による。
- ・主な耐用年数
  - 建物 10年～65年
  - 構築物 10年～60年
  - 機械及び装置 8年～40年
  - 車両運搬具 4年～5年
  - 工具、器具及び備品 3年～15年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

- ・減価償却の方法 定額法
- ・主な耐用年数
  - ダム使用权 55年
  - 水利権 20年
  - 施設利用権 20年

### 3 引当金の計上方法

#### (1) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

#### (2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

#### (3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支払見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

#### (4) 退職給付引当金

職員の退職手当は、「退職手当負担に関する確認書」に基づき、水道事業が毎年度支出する普通負担金を除き一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。



## 4 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

## ・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。

## II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

## ・企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還する予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は1, 718, 180千円である。

## III. リース契約により使用する固定資産に関する注記

## 1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

## 2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1, 188	千円
1年超	2, 376	千円
計	3, 564	千円

## IV. その他の注記

## ・引当金の取崩し

## (1) 賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として39, 080千円を支給するため、賞与引当金11, 211千円を使用する。

## (2) 法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、法定福利費として36, 614千円を支払いするため、法定福利費引当金2, 191千円を使用する。

## (3) 貸倒引当金の取崩し

当事業年度において、債権の不納欠損による損失に充てるため、貸倒引当金500千円を使用する。